

非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の在るべき姿
（新型法人）

1 社会的状況

高齢化社会 — 高齢者人口の劇的増加

高齢者の特徴—医療の需要が大きい集団（2011年の実績）

国民医療費：38.5兆円，年間1兆円超のペースで増加

内後期高齢者（75才以上）13.3兆円（全体の34.5%）

対応策・予防的医療

・質の高い医療の提供+効率的な提供

||

集約

||

一体化の為の連係

2 非営利ホールディングカンパニー型法人と参加法人の関係

（1）効率的な医療提供=一体化を制度的に担保する必要

↓

非営利ホールディングカンパニー型法人の意思決定を参加法人が確実に
実行する必要有り

↓

参加法人の議決権の過半数を非営利ホールディングカンパニー型法人が
占める必要が有る《制度的担保》

（2）①一定の重要事項を非営利ホールディングカンパニー型法人と参加法人
が協議し、非営利ホールディングカンパニー型法人の承認を要すると
いう形でガバナンスを保持するとの考え方

↓

非営利ホールディングカンパニー型法人が不承認とした内容を参加法人が強行

↓

単なる合意違反によるペナルティーのみ

||

制度的保証とは言えない

② ①を前提にペナルティーを課すのではなく、不承認とされた行為を無効
とする考え方

参加法人の意思決定を外部の非営利ホールディングカンパニー型
法人がコントロールできることとなり、法人の独立性を否定するこ
とになる。

また、承認を要する事項の範囲に、解釈の余地が生ずる場合が懸念
されるなど、第三者から見て法的安定性に疑義を持たれる可能性も
ある。

- 3 新型法人の議決権のあり方：非営利と議決権のあり方は無関係
非営利＝利益の分配をしないこと



議決権のあり方と関係が無い。
一般社団法人・NPO 法人と同様一社員一議決権ではない議決の形を
定款で可とする。

- 4 営利法人との連携（営利法人は非営利ホールディングカンパニー型法人に参画できない）

高齢者が必要とする医療・サービスを一体化して提供



非営利法人が営利法人に出資可とし、関係を図る

以上